



送電線に所有者不在の樹木の枝が引っかかった。枝を勝手に切ってもよい?

相談者の気持ち

家の近くの送電線に樹木の枝がかかっていて、送電線が切れてしまわないか心配です。樹木の所有者は認知症で施設に入っており、親族はいません。勝手に枝を切ってしまっても問題ないでしょうか?

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか



難しい問題ですね。
樹木の生えている場所が隣地で、その枝が、あなたの所有土地内に入って送電線にかかっているという状態であるなら、現在の民法(改正前民法)では、樹木所有者に対して枝の剪定を請求することが可能です。ただし自分で勝手に剪定してしまうことはできません(越境した「根」は勝手に切ってもよいのですが)。

相手が認知症で施設に入所しているとなると、こうしたことを請求したとしても、その請求に対してどれだけきちんと対応してくれるのかは、かなり心もとない状況ですね。

もし、その認知症である樹木の所有者に、成年後見人のような、本人に代わって対処できる法的立場の人がいれば、その人に対して請求することは可能です。成年後見人のような立場の人がいないとすると、かなり難しいことになると言わざるを得ません。

すなわち「剪定してください」という趣旨の訴訟を裁判所に提起せざるを得なくなるということです。しかし、当の相手方は認知症で判断能力が乏しいため、訴訟の対応能力が無いということになります。こうした場合、その相手方の財産を管理する特別の代理人を裁判所に選任してもらい、その代理人を相手方として訴訟を行



うことになります。ただ、こうした手続きはとも一般の人ができる手続きではないと思いますので、弁護士に依頼することが必要でしょう。

次に、その樹木の根や枝が伸びているところが、いずれもあなたの所有地ではないという場合、民法上、あなたには直接何かを請求することはできないと思います。

送電線が切れることは心配でしょうが、それを何よりも心配すべき第一は電力会社のはずです。送電線に樹木の枝が接触していること、樹木の所有者は施設に入所しており、ほかに親族もいない旨などを、まずは電力会社に伝えてみてはいかがでしょう。

なお、2021年4月に民法が改正されました。本例のように、隣接地の土地の管理が不十分であり、かつ、それゆえに当該土地上の樹木などが迷惑になっている場合で、急迫の事情があるときは、裁判を起こさずともあなたの側で枝を切り取ってもよい、という内容の改正です(改正法233条3項。竹木の枝の切除及び根の取り)。

ただし、施行は2023(令和5)年頃になると見込まれていますので、現時点ではまだ利用できません。